

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年11月20日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社の連結子会社である東芝映像ソリューション株式会社が保有する債権に取立不能のおそれが生じたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

- (1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名
名 称 東芝映像ソリューション株式会社(以下「TVS」)
住 所 青森県三沢市南町三丁目31番地2776号
代表者の氏名 村澤 圧司 代表取締役
- (2) 当該債務者の氏名及び住所
氏 名 松下 利隆(以下「債務者」)
住 所 東京都福生市
- (3) 当該債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日
債務者は、2017年10月31日、東京地方裁判所に破産手続開始の申立を行い、TVSは、11月17日、同裁判所から破産手続開始通知書を受領しました。
- (4) 当該債務者に対する債権の種類及び金額
損害賠償金約655万円及び2017年6月25日(支払期限)以降年10.0%の割合による遅延損害金
- (5) 当該事実が当該連結会社の事業に及ぼす影響
損失見込額は、2017年度第2四半期に計上しておりますが、業績への影響は軽微であります。

以 上